

クーリングオフ 期間経過後の 投資顧問契約の解約

申立人は証券投資顧問契約を締結後14日で解約したが、クーリングオフ期間は経過していた事例。債務不履行があったとする申立人側主張に法的根拠は薄いと思われたが、相手方代理人も共感を示し、双方の大幅な譲歩で和解が成立。

事案の概要

申立人は、相手方の勧誘に応じて、2003年12月5日、投資顧問契約^{※1}を締結した。契約時に支払った金額は、登録料105万円、会費105万円の合計210万円であった。しかし、提供される情報に目新しいものはなく、利用価値は感じられなかった。勧誘時の説明と異なる点多々あった。そこで、申立人は、12月19日、契約解除通知を発送した。

双方の主張

会費105万円のうち、内閣府令で定まる金額をさしひいた、92万円余が相手方から申立人に返還されることは、当事者双方に異論がなかった。争点は、登録料105万円の返還の要否であった。申立人は全額返還を要求。相手方は契約時の定めを理由にいっさい返還を拒否。

事実上の論点

投資顧問業法によれば、同法15条書面^{※2}の交付をうけてから10日以内に解除書面を発信することが、クーリングオフの要件になっている（17条）。双方の説明、資料をつき合わせたところ、クーリングオフ期間経過後であったことは間違いないと思われた。

法律上の論点

申立人は、債務不履行があったとして、種々の主張をした。たしかに、記載に誤解を与えかねない表現があったり、対応が不親切と思われる点はあった。とはいえ、債務不履行とまでいえる経過とは考えられなかった。もっとも、申立人の主張にはなかったが、消費者契約法9条1号^{※3}適用の余地はあるのではないかと思われた。

審理経過と結果

社団法人日本証券投資顧問業協会と弁護士会（東京三会）との協定書にもとづき、申立人の申立手数料、期日手数料は、協会が負担した。

申立人が遠隔地であったので、第1回は申立人のみ、第2回は相手方のみという変則的な経過をたどった。期日間に個別に郵送のやりとりを重ねた。

前述のとおり、申立人側主張の法的根拠は薄いと思われた。しかし、契約後短期間で解除通知にいたり、ほとんど利用していないことに間違いないのに、105万円もの登録料がいっさい返還されないというのは、いかにも衡平を欠くと思われた。相手方代理人も、その点に共感を示してくれた。双方が大幅な譲歩をしてくれて、第3回期日に、総額210万円のうち150万円を相手方が申立人に返還するという内容の和解解決にいたった。

- 話し合いの回数：3回
- 解決までの日数：63日
- 成立手数料：4万8644円を申立人が負担

（会員 白井 剣）

※1 証券取引の投資判断に関して、情報提供や助言をおこなう契約

※2 契約内容を明らかにする書面。契約締結後遅滞なく交付するものとされており、詳細は内閣府令で定められている

※3 第9条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。
一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分